

所在地: 滋賀県長浜市国友町1280
 業務内容: レーザビームプリンタ、トナーカートリッジ、A-Siドラム、
 設立: 1988年



水質(事業所排水)

	項目	法・条例基準	事業所基準	実測最大値
健康項目	カドミウム	(mg/l) 0.01	0.008	<0.005
	シアン	(mg/l) 0.1	0.08	<0.05
	有機リン	(mg/l) 不検出	不検出	不検出
	鉛	(mg/l) 0.1	0.08	<0.005
	六価クロム	(mg/l) 0.05	0.04	<0.005
	砒素	(mg/l) 0.05	0.04	<0.005
	総水銀	(mg/l) 0.005	0.0005	<0.0005
	アルキル水銀	(mg/l) 不検出	不検出	不検出
	ジクロロメタン	(mg/l) 0.2	0.16	<0.001
	四塩化炭素	(mg/l) 0.02	0.016	<0.001
	1,2-ジクロロエタン	(mg/l) 0.04	0.032	<0.001
	1,1-ジクロロエチレン	(mg/l) 0.2	0.16	<0.001
	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/l) 0.4	0.32	<0.001
	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/l) 3	0.24	<0.001
	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/l) 0.06	0.048	<0.001
	トリクロロエチレン	(mg/l) 0.3	0.024	<0.001
	テトラクロロエチレン	(mg/l) 0.1	0.008	<0.001
	1,3-ジクロロプロペン	(mg/l) 0.02	0.016	<0.001
	チウラム	(mg/l) 0.06	0.048	<0.001
	シマジン	(mg/l) 0.03	0.024	<0.001
	チオベンカルブ	(mg/l) 0.2	0.16	<0.001
	ベンゼン	(mg/l) 0.1	0.08	<0.001
	セレン	(mg/l) 0.1	0.08	<0.005
	ホウ素	(mg/l) 2	0.8	<0.1
	フッ素	(mg/l) 8	3.2	0.11
アンモニア・亜硝酸・硝酸性窒素	(mg/l) 100	80	1.5	
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	6.0 - 8.5	6.5 - 8.5	7.5 - 8.4
	生物学的酸素要求量(BOD)	(mg/l) 30	8	3.7
	化学的酸素要求量(COD)	(mg/l) 30	8	4.1
	浮遊物質(SS)	(mg/l) 70	8	<5
	n-ヘキサン抽出物質(全)	(mg/l) -	1.6	<1
	n-ヘキサン抽出物質(鉱物油)	(mg/l) 5	1.6	-
	n-ヘキサン抽出物質(動植物油)	(mg/l) 20	2.4	-
	フェノール	(mg/l) 1	0.8	<0.05
	銅	(mg/l) 1	0.4	<0.2
	亜鉛	(mg/l) 1	0.4	<0.2
	溶解性鉄	(mg/l) 10	4	<0.5
	溶解性マンガン	(mg/l) 10	4	0.49
	クロム	(mg/l) 0.1	0.04	<0.005
	大腸菌群数	(個/cm ³) 3000	2400	<1
	リン	(mg/l) 1.2	0.48	<0.48
窒素	(mg/l) 12	6.4	2.4	

- * 法・条例基準: 法規制等(水質汚濁防止法、滋賀県条例)で最も厳しい基準。
- * 事業所基準: 法規制及び長浜市公害防止協定で最も厳しい基準の80%値。
- * n-ヘキサン抽出物質(全)は、n-ヘキサン抽出物質の鉱物油と動植物油の測定値を合算した値で管理をしています。事業所基準は鉱物油の法・条例基準値を適用し、基準値を超過した場合、鉱物油、動植物油個々の再測定を行っています。

大気(煤煙)

	項目	事業所基準値	実測最大値
ボイラー	NOx	(ppm) 180	101
	SOx	K値 3	<0.07
	煤塵	(g/Nm ³) 0.3	<0.01

- * 事業所基準: 大気汚染防止法及び長浜市公害防止協定値の最も厳しい規制値を適用。

騒音(単位: dB)

区分	事業所基準値	実測最大値
朝	50	※
昼	50	※
夕	50	※
夜間	45	※

- * 事業所基準: 騒音規制法及び長浜市公害防止協定値の最も厳しい規制値を適用。
- * 実測最大値は隣接する北陸自動車道や姉川の暗騒音の影響により、長浜キヤノンとしての正確な騒音の測定はできませんでした。但し、近隣に対する騒音の問題は発生していません。
- * ※暗騒音を含むデータ 朝:58、昼:51、夕:64、夜間:53

振動(単位: dB)

区分	事業所基準値	実測最大値
昼	60	34
夜間	55	32

- * 事業所基準: 振動規制法及び長浜市公害防止協定値の最も厳しい規制値を適用。

悪臭(単位: ppm)

項目	事業所基準値	実測最大値
アンモニア	1	<0.1
メチルメルカプタン	0.002	<0.0002
硫化水素	0.02	<0.002
硫化メチル	0.01	<0.0008
二硫化メチル	0.009	<0.003
トリメチルアミン	0.005	<0.0005
アセトアルデヒド	0.05	0.007
酢酸エチル	3	<0.05
メチルイソブチルケトン	1	<0.05
トルエン	10	<0.05
ステレン	0.4	<0.03
キシレン	1	<0.05

- * 事業所基準: 悪臭防止法及び長浜市公害防止協定値の最も厳しい規制値を適用。